

輸送の安全に関わる情報の公表

対象期間 令和 1 年 10 月 ~ 2 年 9 月

有限会社富士自動車

当社は、旅客自動車運送事業運輸規則第二条の2の規定に基づき、輸送の安全に関する情報を公表いたします。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

法令・規定を遵守し、安全最優先で職務を遂行します。
運輸安全マネジメントを継続して推進します。
輸送の安全に関する投資を積極的に実行します。
健康管理の取り組みを実践します。
輸送の安全に関する情報を積極的に公開します。

2. 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

A) 前年度の目標 【令和 1 年度】

人身事故ゼロ・物損事故ゼロ・車両事故ゼロ
乗務員の健康起因による事故ゼロ

B) 前年度目標の達成度

事故すべてゼロ（達成）
乗務員の健康起因による事故ゼロ（達成）

C) 今年度の目標 【令和 2 年度】

人身・車両・物損・車内事故ゼロ
乗務員の健康起因による事故ゼロ
車両故障等による遅延、運行停止事案のゼロ

3. 事故に関する統計

事故はありませんでした。

4. 安全管理規程

別途 本社営業所 でご覧になることができます。

5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

A) 講じた措置 【令和 1 年度】

速度超過の防止を徹底的に行う。
社内のヒヤリハット映像を集める。
重大な事故等を想定した情報伝達訓練を行う。
救命救急講習の参加者を増やす。

B) 講じた措置の達成度

速度超過の防止については、実車時は遵守できたが、回送時に違反する者があった。
ヒヤリハット映像が乗務員から自主的に提出されることはなかったので改善が必要である。
情報伝達の訓練はできたが、まだまだ熟練には程遠いので、継続して錬磨する。
救命救急講習への参加者は増加した。

C) 講じようとする措置 【令和 2 年度】

速度超過の防止を徹底する。特に回送時の防止を徹底する。
 社内のヒヤリハット映像を集める工夫を行う。
 情報伝達の方法をもう少し効率的に行うため、シンプルにする工夫を行う。
 古い車両の更新をする。

6. 輸送の安全に関する情報の伝達体制その他の管理体制
 別途 緊急連絡体制 でご覧になることができます。

7. 安全管理体制の公表

<input type="checkbox"/> 運転手	12	名			
<input type="checkbox"/> 運行管理者	3	名	同補助者	4	名
<input type="checkbox"/> 整備管理者	2	名	同補助者	4	名

8. 事業用自動車に関する情報

貸切大型車 H3年式1台 H10年式1台 H11年式1台 H24年式1台 H28年式1台 (中2階)
 貸切中型車 H24年式1台 H27年式2台
 貸切小型車 H17年式1台 H22年式1台 H24年式1台
 特定車両 大型車 H14年式1台 H15年式1台
 特定車両 小型車 H20年式2台 H22年式1台 H31年式1台

9. 行政処分について

処分は受けておりません。

10. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施体制

A) 乗務員年間教育 (外部組織の教材を利用し、下記のプログラムで教育を行いました。)

2019年10月	食中毒に注意しましょう	労働法・改善基準告示	シートベルトの重要性
2019年11月	肺の仕事と肺炎の恐怖	応急処置の方法	車両火災の原因
2019年12月	アルコールの働きについて	交差点での注意点	車いすの介助方法
2020年1月	2019年振り返り	2019年振り返り	2019年振り返り
2020年2月	目を大切にしよう	労働法・労働法の基本	バス・トラックの大きさを理解しよう
2020年3月	軽井沢スキーツアーバス事故を振り返る		
2020年4月	薬の飲み方 (処方薬)	自転車とのトラブル	タイヤのしくみ
2020年5月	筋肉トレーニングのすすめ	適正診断を自分で活用する方法	加加速度 (乗客を不快にさせない)
2020年6月	血圧のコントロール	一時停止の重要性	交通事故統計をみてみよう
2020年7月	てんかんについて	危険予知シミュレーションにチャレンジ	旅客の保護 (応急手当)
2020年8月	熱中症の予防	改善基準告示マラソンにチャレンジ	スマホながら運転の危険性
2020年9月	細菌とウイルス	交差点は危険地帯	ゲリラ豪雨と線状降水帯

B) 運行管理者・補助者教育 (外部組織の教材を利用し、下記のプログラムで教育を行いました。)

2020年5月 初めての運行管理者講習会
 2020年11月 年間契約の基本

C) 上記以外の教育について

救命救急講習
 AED講習

11. 重大事故・テロ・バスジャック等を想定した訓練について

今年度は実施できませんでした。(新型コロナの影響で予定が中止になったため)

12. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

A) 内部監査

内部監査は、 8 月 に行いました。

監査の結果によって講じる(予定のある)措置

社内のヒヤリハット映像の集め方の工夫をする必要がある。
速度超過の防止について、特定のドライバーに違反が目立つので、集中的に監視する必要があるのではないか？
情報伝達のルールをもっとシンプルに分かりやすい形にしないと、実際には使えないのではないか。

内部監査員は経営トップから必要な権限を与えられ、各部門を公正な立場で監査しました。

監査の結果については、 本社営業所 でご覧になることができます。

B) マネジメントレビューの結果に基づいて講じた措置及び講じようとする措置

社内のヒヤリハット映像の集め方を工夫する。ヒヤリハットに限定する必要があるかどうか検討する。
回送時の速度超過については、昨年同様に全体的な目標として再度防止を心掛ける。
情報伝達のルールをシンプルにするように、担当部署に通達した。

13. 安全統括管理者に係る情報

当社の安全統括管理者は、 本社 営業所の 増田俊行 です。

令和 2 年 10 月 10 日